

第 45 回通常総会議案

と き：平成 23 年 6 月 9 日（木）

と ころ：KKRホテル広島

広島県内陸部振興対策協議会

目 次

通常総会次第	_____	1
第 1 号議案	平成 22 年度会務報告及び重点目標とその対応について	
	平成 22 年度会務報告 _____	2
	平成 22 年度重点目標とその対応 _____	3
参考資料	部局別要望事項 _____	9
第 2 号議案	平成 22 年度歳入歳出決算について	
	歳入の部 _____	12
	歳出の部 _____	13
	監査意見書 _____	14
第 1 号報告	会員の脱退について_____	15
第 2 号報告	顧問の選任について_____	15
第 3 号議案	役員の改選について（案） _____	16
第 4 号議案	平成 23 年度活動方針、重点目標及び事業計画について（案）	
	平成 23 年度活動方針 _____	17
	平成 23 年度重点目標 _____	17
	平成 23 年度事業計画 _____	18
第 5 号議案	平成 23 年度歳入歳出予算について（案）	
	歳入の部 _____	19
	歳出の部 _____	20
	一般負担金 _____	21
広島県内陸部振興対策協議会会員名簿	_____	22
広島県内陸部振興対策協議会会則	_____	23

通 常 総 会 次 第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 議 事

(1) 第1号議案 平成22年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第2号議案 平成22年度歳入歳出決算について
(監査報告)

(3) 第1号報告 会員の脱退について

(4) 第2号報告 顧問の選任について

(5) 第3号議案 役員の改選について(案)

(6) 第4号議案 平成23年度活動方針、重点目標及び事業計画について(案)

(7) 第5号議案 平成23年度歳入歳出予算について(案)

5 そ の 他

6 閉 会

第 1 号議案

平成22年度会務報告及び重点目標とその対応について

平成22年度会務報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
平成22年 4 月 8 日	平成21年度会計監査	安芸高田市 安芸太田町
5 月 17 日	役 員 会	広島県議会
6 月 10 日	第44回通常総会	鯉 城 会 館
6 月 16 日 ～ 7 月 16 日	平成23年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8 月 19 日	役 員 会	広島県議会
10 月 6 日	理 事 会	広島県議会
10 月 21 日	平成23年度主要施策に関する要望活動 (広島県)	広島県議会
11 月 11 日	平成23年度主要施策に関する要望活動 (民主党広島県総支部連合会)	広 島 市
11 月 11 日	平成23年度主要施策に関する要望活動 (国土交通省三次河川国道事務所)	三 次 市
11 月 11 日	平成23年度主要施策に関する要望活動 (国土交通省中国地方整備局)	広 島 市
11 月 15 日	平成23年度主要施策に関する中央要望活動 (国会議員及び各省庁)	東 京
平成23年 2 月 4 日	役 員 会	広 島 市

平成22年度重点目標とその対応

1 中山間地域活性化事業・集落維持施策の推進及び支援策の充実強化

県における中山間地域の活性化策として、これまで、生活基盤や情報基盤の整備など、合併建設計画の着実な実施と地域の自立的発展を踏まえた多様な施策・支援が講じられているが、人口減少、少子高齢化の進行、社会構造の変化などにより、多くの課題を抱え、中山間地域を取り巻く環境は一層厳しくなっている。

こうした中、県においては、個々の集落の実態に応じた生活交通の最適化、冬季生活住宅の整備に関する支援、企業による棚田の美化、草刈り等の社会貢献活動の誘導など、集落機能を支える新たな仕組みの導入に取り組まれている。

中山間地域の振興・発展は、今後においても県全体の活性化を図る上で極めて重要な課題であるとの認識のもと、本地域の特殊性を前提とした施策の展開と実行性が確保されるよう、県の基本方針並びに合併建設計画等を基軸とする支援策の充実と、地域実情・住民ニーズに沿った権限移譲について、引き続き、要請及び推進していく必要がある。

また、財政力が弱い本地域においては、国と地方の適切な役割分担を踏まえた税源移譲の適正実施、地方交付税の保障、財源調整機能の充実・強化など、関係各方面に要請していく必要がある。

2 都市と中山間地域における情報格差の解消

県においては、国・市町と連携し、携帯電話の不感地域の解消・ブロードバンド環境の整備推進を図られている。民間投資のみでは整備が困難な地域へは、国の支援制度や、これを補完する県の独自支援策が進められてきたところである。地上デジタル放送に係る支援については、国や放送事業者に対し、県内の全世帯で受信可能とするため、必要な対策を講じるよう要請され、共聴施設の新設または改修に伴い新たに発生する電柱共架料について、国の平成22年度予算により措置されている。

また、新たな難視地区に対する県の支援制度を創設され、平成22年度予算により措置されているところである。

今後も、さらなる情報格差解消に向けた取り組みを要請する。

3 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化

平成17年度をもって内陸部振興対策協議会を構成する全ての市町が合併を完了し、合併建設計画に沿った、自立と活力あるまちづくりに向けた諸施策が実施されている。

県においても、合併建設計画によるまちづくりが円滑に実施されるよう、国へ要請されている。

また、合併支援道路網の整備については、平成22年度にとりまとめられた「ひろしま未来チャレンジビジョン」及び「社会資本未来プラン」を受け策定作業を進められてい

る「広島県道路整備計画2011(仮称)」において、引き続き、コスト縮減、既存道路の有効利用を図りながら、合併支援に取り組むとされている。

今後も、広域となった合併後の市町が、周辺部も含めて早急かつ一体的に発展し、個性あるまちづくりの実現に向けた支援策の確実な実施と、さらなる施策の充実を要請していく必要がある。

4 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化

中山間地域においては、民間バス事業者の赤字路線の廃止・縮小が相次ぐ中、市町においては路線維持のための経費が増加している。

県においては、デマンド交通への補助制度に加え、住民の自主的運行に対する補助制度を創設し、地域実情に対応した生活交通支援策の充実が図られている。

今後も引き続き、生活交通の確保について、地域事情に沿った制度の拡充及び財政支援の充実強化等を要請する必要がある。

5 中山間地域における観光支援策の充実

広域的な観光振興策の支援について、県においては観光連盟や市町と連携を図られるとともに、広域的な観光ネットワークづくりにつながる取り組みとして、平成22年度から「中山間地域広域観光連携事業」として、島根県と連携し、ドライブマップの作成や着地型メニューの魅力向上に取り組まれている。

冬季観光資源の活用対策については、従前から、県内スキー場への誘客を図るため広報活動を実施されており、新たに「冬期観光客誘致強化事業」として、芸北・備北地域を対象に、冬期に減少する観光客の誘致を強化するため、県北部地域の冬の魅力を高め、一体的に情報発信する「広島県冬季観光キャンペーン」を展開され、観光客の誘致促進に取り組まれている。

豊富な自然環境や地域資源を生かし、中山間地域の地域振興を図るためにも、引き続き観光支援策の充実を要請していく必要がある。

6 景気低迷に伴う経済対策及び生活支援対策の充実

世界的な金融不安や景気後退を受け、県においては、厳しい経済・雇用情勢に的確に対応し、県内産業の活性化と雇用の維持の創出を図るため、総合的な産業・雇用対策を推進されている。

また、今後は、臨時的な雇用の創出等の緊急的な取り組みに加え、中長期的な視点に立って、成長力のある産業の創出による雇用拡大に取り組むとされている。

しかしながら、依然として厳しい経済・雇用情勢にあって、経済・生活支援対策について、引き続き効果的な施策及び支援策を要請する必要がある。

7 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進

県においては、健全な水環境の保全対策として、汲み取り便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する取り組みが必要であるとされ、引き続き、市町が主体となつて行う小型浄化槽設置整備事業に対して支援されることとされている。

また、小水力など地域資源を生かした新エネルギー対策として、平成17年3月に地域新エネルギービジョンを策定し、新エネルギー導入の取り組みを進められており、「太陽光」「小水力」「バイオマス」については、国の助成制度を活用するなど支援に努めるとされている。

今後も、地域特性に立脚した環境及びエネルギー政策について、効果的な施策及び支援策について要請する必要がある。

8 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備

中山間地域においては、産科・小児科などの特定診療科の医師不足、また看護師不足など深刻な課題を抱えている。

県においては、県内の地域医療を担う医師等を支援するため県・市町・大学・県医師会等が連携した「広島県地域保健医療推進機構」を創設し、医師の配置調整や県外医師の招致など、地域医療の維持、向上を推進されている。さらに、資格を持ちながら未就業である看護師等の職場復帰・再就業を支援する「看護職員復職支援事業」などの取り組みを行われ、医師・看護師等が不足する地域や診療科を対象とした直接的な支援など、中山間地域における医療体制の整備に取り組まれている。

また、「緊急医療支援市町交付金」の創設により、市町が取り組む医師確保のための医療機器整備などの環境整備、県外医師の招へいや医師派遣などの支援が行われている。

しかし、中山間地域では、医師・看護師等の確保が困難な状況が続いており、居住地域内で安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備と充実、さらには総合的かつ持続可能な医療体制の構築について、引き続き、重要課題として要請する必要がある。

9 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化

国においては、平成22年1月に「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、この動きに対応するため、全国知事会により子ども手当・子育て支援プロジェクトチームが設けられ、恒久的・安定的な財源確保など地方としての主張が行われている。

また、保育所の緊急整備のため「安心こども基金」の積み増し及び1年間の期間延長が行われたため、市町と連携を図りながら、地域の実情に応じた次世代育成支援策を推進することとされている。

しかし、急速な少子化の進行や核家族化、共働き家庭の増加など、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化する中、保育所運営に対する支援策の充実をはじめ、総合的・計画

的な子育て支援・少子化対策について、引き続き、要請する必要がある。

10 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画における県事業の推進及び支援策の充実強化

県においては、県土保全や環境保全などの公益的機能の発揮、農山漁村の快適な生活空間の創出の実現、さらには中山間地域の活性化を図るため、「産業として自立できる農林水産業の確立」を最大の目標とし、重点的な支援と生産基盤の整備等に取り組まれている。

農業の担い手確保の支援として、平成22年度に策定された「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」において集落法人、農業参入企業、認定農業者を経営力の高い担い手と位置づけ、育成に取り組むこととされている。また、新規就農希望者や集落法人等に新たに就業を希望する者へのニーズに応えるため、研修などの支援をすることとされている。今後においても、生産振興のみならず、地域振興・中山間地域対策の視点を堅持し、担い手の確保や施策の充実、基盤整備等の支援を要請していく必要がある。

森林の利活用・整備関係では、「ひろしまの森づくり事業」を継続され、木質バイオマスエネルギーを利用する施設の普及や森林整備の支援を行われている。

引き続き、地球温暖化防止をはじめ、森林の多面的・公益的な機能を維持するため、森林バイオマスを中心とした地域循環型エネルギー供給システムの確立、普及、促進に向け、関連施策に係る支援を要請する必要がある。

11 新型インフルエンザ等伝染病対策の充実強化

県においては、鳥インフルエンザ対策として、防鳥ネットの整備や消毒機の購入補助、また、口蹄疫対策として、広島空港における靴底消毒を行うなどの、防止対策を講じられている。また、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合は、県内3ヶ所の畜産事務所が中心となり、迅速かつ的確な初動防疫活動を実施できるよう、家畜伝染病のまん延を防止するとされている。

一昨年発生した新型インフルエンザの対策について、発熱外来や新たに設置した発熱外来支援医療機関で診療を行うなど、感染拡大を防止させる体制整備を図られている。

引き続き、市町、関係団体等との協力・連携を深め、防疫体制の整備推進を要請する必要がある。

12 中山間地域における兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実

県においては、集落法人等の担い手へ農地の集積を図り、効率的で持続的な農業経営を行うことの出来る、力強い農業構造の転換を進められている。

また、地域の産地づくりに向け、市町やJAグループなどと適切な役割分担をしながら

ら取り組んでいくことにより、地域農業の核となる集落法人等の担い手と小規模農家が、相互に補完・連携し、それぞれの役割を担うとされている。

しかし、大規模且つ効率的な農地経営の集約化・合理化だけでは、中山間地域の農業を補うことは困難であり、依然、中山間地域の農業を支えている小規模農家等を取り巻く環境は厳しいことから、今後も、小規模農家をはじめとする多様な担い手が持続的・安定的な農業経営ができる支援策を要請する必要がある。

13 高規格幹線道路・地域高規格道路及び生活道路の整備・維持管理の推進

中国横断自動車道尾道松江線は、広島県尾道市から島根県松江市に至る全長約 137 km の路線であり、部分的に供用開始されている。

平成 22 年度、尾道 JCT～世羅 IC間が供用開始され、平成 23 年度吉田掛合 IC～三刀屋木次 IC間、平成 24 年度三次 JCT・IC～吉田掛合 IC間、平成 25 年度吉舎 IC～三次 JCT・IC間、平成 26 年度世羅 IC～吉舎 IC間が供用開始予定として整備が進められている。

一方、地域高規格道路の計画路線として、江府三次道路、東広島高田道路、広島中央フライトロードが指定されている。

江府三次道路は、高道路約3kmが整備区間の指定を受け、平成20年3月に供用開始されている。また、鳥取県との県境部に位置し、平成17年3月に整備区間の指定を受けた鍵掛峠道路約7km(県内約3km)については、高尾三坂道路約5kmを含めた約12kmを対象に国土交通省の権限代行事業として事業推進が図られている。

東広島高田道路は、東広島道路約2kmが整備区間の指定を受け、平成22年3月に 1 kmが供用開始されている。また、平成17年3月に整備区間の指定を受けた向原吉田道路約5kmは、用地買収が進められている。

広島中央フライトロードは、本郷大和道路約10kmが整備区間の指定を受け、一部区間約3kmが供用されており、残る約7km区間についても平成23年4月に供用開始している。

整備区間の指定を受けた区間は着実な整備促進を、指定を受けていない区間は早期事業化を要請していく必要がある。

広島・江津間広域開発道路は、中国山地に隔てられた広島・島根を貫く基幹道路として、両県の人的・物的な交流促進と地域の一体的発展に寄与するものである。

本道路を構成する道路のうち広島県管理のものは、主要地方道安佐豊平芸北線、国道433号、国道186号、一般県道都川中野線、主要地方道旭戸河内線及び一般県道今福芸北線であり、総延長45kmのうち約40kmは改良済みである。

国道・県道及び道路網の整備促進については、平成22年度にとりまとめられた「ひろしま未来チャレンジビジョン」及び「社会資本未来プラン」を受け、策定作業が進められている「広島県道路整備計画2011」(H23～H26)に基づき整備を進め、効果的な事業執行を行うため、維持管理におけるアセットマネジメントの導入、待避所や右折レーン

設置等による道路再生改良事業など、積極的な既存ストックの有効活用を行うこととされている。

引き続き、早期整備に向け、関係機関に要請していく必要がある。

14 中山間地域における学校教育及び学校統廃合後の支援策の充実

県教育委員会では、中山間地域の学校教育の充実に向け、限られた定数の中での効果的な教職員の配置、経験年数や各自の課題に応じた教職員研修、特別支援学校における専門性の高い教育相談主任の配置校の増加など、実効的な対応に努められている。

学校耐震化等に関しても、「地震防災対策特別措置法によるIs値0.3未満の学校施設の耐震化に国庫補助金の嵩上げ措置」について、5年間延長されることとなった。また、県において、Is値0.3以上の建物についても補助対象範囲の拡大を国に対して提案されるなど、市町と連携を図りながら推進するとされている。

県立高等学校の存続及び教育環境の充実については、「県立高等学校再編整備基本計画」に基づき、1学年1～3学級規模の学校の教育活動を充実するため、「小規模県立高校間の連携推進事業」に取り組むとされているが、引き続き、中山間地域の学校教育における課題解決と教育内容の充実を図るため、要請を続ける必要がある。

また、学校統廃合後の支援策として、小中学校適正配置に伴う遠距離通学助成をはじめ、廃校校舎の解体・撤去・小規模改修・施設整備等に対する財源確保について、補助制度の充実や特別交付税措置などを国へ要請されている。

引き続き、学校統廃合後の施設及び跡地の有効活用を図るため、支援策の充実・強化を要請する必要がある。

15 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進

県警本部では、防犯対策として、「日本一安全・安心な広島県」の実現に向けた体制整備が行われている。中山間地域においては、「高齢者を対象とした安全情報ネットワーク」により振り込め詐欺被害防止情報等を発信されている。

また、「高齢者に対する防犯・交通安全」、「子どもの安全」、「ふるさと安全リーダー」等の協働活動など地域の安全活動の推進、防犯活動の支援、地域の実情に応じたパトロールの強化に取り組まれている。

駐在所の施設整備及び適正配置では、駐在所勤務員の勤務環境や帯同家族の生活環境を改善するため、建替整備数を確保するとともに、建替整備と併せて大規模改修を促進し、施設の延命化を図られている。

今後も、防犯体制の充実及び地域住民の生活安全を維持する拠点として、駐在所の整備推進と適正配置が図られるよう要請する必要がある。

総務局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 都市と中山間地域における情報格差の解消	(1) 情報・通信格差是正(携帯電話・インターネット・地上デジタル放送)に向けた施策推進と財政支援	重点要望

企画振興局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域活性化事業・集落維持施策の推進及び支援策の充実強化	(1) 税源移譲の適正実施及び地方交付税等の財源確保・財源調整機能の充実強化 (2) 集落維持施策に係る財源確保及び支援制度の創設	重点要望
2. 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化	(1) 合併建設計画の実施及び市町事業の実施に係る財政支援	重点要望
3. 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化	(1) 生活交通の再編にともなうデマンド型乗合タクシー等への財政支援 (2) 県・市・町連携による総合的な交通体系の整備	重点要望

環境県民局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進	(1) 小型合併浄化槽設置整備事業に係る財政支援措置 (2) 小水力など地域資源を生かした新エネルギー対策の推進	重点要望

健康福祉局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備	(1) 医師・看護師等医療従事者の確保 (2) 高度な医療設備等医療環境の維持・充実 (3) 医療体制の充実	重点要望
2. 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化	(1) 次世代育成支援行動計画の施策実施に係る財政支援 (2) 保育所運営に係る支援体制の強化	重点要望
3. 新型インフルエンザ等伝染病対策の充実強化	同左	重点要望
4. その他の要望	(1) 妊婦健康診査事業に対する財政措置の延長 (2) 女性特有のがん検診推進事業の延長 (3) ワクチン等予防接種の定期化と財政支援 (4) 介護保険制度における充実と支援 (5) 後期高齢者医療制度における保険料改定の適正化 (6) 新たな高齢者医療の制度設計と周知 (7) 障害者の自立支援に係る支援策の充実	

商工労働局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域における観光支援策の充実	(1) 広域的な観光振興策の支援 (2) 冬季観光資源の活用対策の支援及び強化	重点要望
2. 景気低迷に伴う経済対策及び生活支援対策の充実	同左	重点要望
3. その他の要望	(1) 電源立地地域対策交付金制度(水力発電施設周辺地域交付金)の延長	

農林水産局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画における県事業の推進及び支援策の充実強化	(1) 小規模農業基盤整備(県単独公共農村基盤整備事業)における予算拡充及び事業採択要件緩和 (2) 集落法人育成加速化支援事業の継続 (3) 農地利用集積円滑化事業の支援策の充実 (4) 農業の担い手確保のための支援及び研修制度の創設 (5) 木質バイオマスエネルギーの普及・活用の推進及び森林整備の支援強化 (6) 有害鳥獣駆除対策の充実 (7) 県営農村整備事業(広域営農団地農道整備)の推進 (8) ため池緊急整備事業の継続	重点要望
2. 新型インフルエンザ等伝染病対策の充実強化	同左	重点要望
3. 中山間地域における兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実	同左	重点要望
4. その他の要望	(1) 緑資源幹線林道の整備促進 (2) 農家民宿実施に係る要件緩和	

土木局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化	(1) 合併支援道路網等の整備促進	重点要望
2. 高規格幹線道路・地域高規格道路及び生活道路の整備・維持管理の推進	(1) 中国横断自動車道・尾道松江線の整備促進 (2) 地域高規格道路 江府三次道路の整備促進 (3) 地域高規格道路 東広島高田道路の整備促進 (4) 地域高規格道路 広島中央フライトロードの整備促進 (5) 交流促進型広域道路 備北フライトロード(甲山・油木)構想の整備促進 (6) 広島～江津間広域開発道路の整備促進 (7) 国道・県道の整備促進 (8) 道路網の整備促進及び道路財源の確保 (9) 道路の維持管理の推進	重点要望

3. その他の要望	(1) 河川改修の促進 (2) 砂防事業の促進 (3) 社会資本整備総合交付金の充実 (4) 早期の災害復旧及び災害に強いまちづくり支援	
-----------	---	--

教育委員会

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域における学校教育及び学校統廃合後の支援策の充実	(1) 小規模校の教職員定数の見直しと加配制度の充実 (2) 教職員の研修機会の充実 (3) 中山間地域における県立高等学校の存続及び教育環境の充実 (4) 特別支援教育体制の充実 (5) 学校施設の耐震化に係る財政支援 (6) 小中学校適正配置に伴う遠距離通学助成等の充実 (7) 学校統合支援交付金の創設 (8) 中山間地域の学校統合モデル基準の提示	重点要望
2. その他の要望	(1) 学校図書の整備とネットワーク化の普及促進 (2) 子ども体験交流事業の推進	

危機管理監

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. その他の要望	(1) 緊急消防車両更新の財政支援 (2) 災害に強いまちづくりの推進	

県警本部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進	(1) 中山間地域の防犯体制の充実 (2) 駐在所の施設整備及び適正配置	重点要望

第2号議案

平成22年度歳入歳出決算について

歳入の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	収入未済額	備考
1. 会 費			1,560,000	0	1,560,000	1,560,000	0	
	1. 会 費		1,560,000	0	1,560,000	1,560,000	0	
		1. 一般負担金	1,140,000	0	1,140,000	1,140,000	0	
		2. 特別負担金	420,000	0	420,000	420,000	0	
2. 補助金			110,000	0	110,000	110,000	0	
	1. 補助金		110,000	0	110,000	110,000	0	
		1. 県補助金	110,000	0	110,000	110,000	0	
3. 雑収入			1,000	0	1,000	157	0	
	1. 雑収入		1,000	0	1,000	157	0	
		1. 雑 収 入	1,000	0	1,000	157	0	
4. 繰越金			538,000	0	538,000	538,353	0	
	1. 繰越金		538,000	0	538,000	538,353	0	
		1. 繰 越 金	538,000	0	538,000	538,353	0	
歳 入 合 計			2,209,000	0	2,209,000	2,208,510	0	

歳出の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	支出済額	不 用 額	備 考
1. 事務局費			865,000	0	0	865,000	835,993	29,007	
	1. 事務局費		865,000	0	0	865,000	835,993	29,007	
		1. 報 酬	600,000	0	0	600,000	600,000	0	
		2. 賃 金	70,000	0	0	70,000	63,656	6,344	
		3. 旅 費	50,000	0	9,000	59,000	58,916	84	
		4. 需用費	60,000	0	△ 9,000	51,000	41,656	9,344	
		5. 役 務 費	25,000	0	0	25,000	24,735	265	
		6. 諸 費	60,000	0	0	60,000	47,030	12,970	
2. 会 議 費			243,000	0	0	243,000	109,715	133,285	
	1. 総 会 費		141,000	0	0	141,000	90,615	50,385	
		1. 需用費	100,000	0	0	100,000	52,500	47,500	
		2. 借 上 料	40,000	0	0	40,000	38,115	1,885	
		3. 諸 費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
	2. 役員会費		102,000	0	0	102,000	19,100	82,900	
		1. 需用費	100,000	0	0	100,000	19,100	80,900	
		2. 借 上 料	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3. 諸 費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
3. 事 業 費			1,096,000	0	0	1,096,000	729,183	366,817	
	1. 調査企画費		321,000	0	0	321,000	204,404	116,596	
		1. 賃 金	170,000	0	0	170,000	79,304	90,696	
		2. 旅 費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3. 需用費	130,000	0	0	130,000	122,100	7,900	
		4. 役 務 費	20,000	0	0	20,000	3,000	17,000	
	2. 促進対策費		495,000	0	0	495,000	352,977	142,023	
		1. 旅 費	80,000	0	23,000	103,000	102,096	904	
		2. 需用費	110,000	0	0	110,000	64,795	45,205	
		3. 活 動 費	300,000	0	△ 23,000	277,000	183,506	93,494	
		4. 諸 費	5,000	0	0	5,000	2,580	2,420	
	3. 中央要望活動費		280,000	0	0	280,000	171,802	108,198	
		1. 旅 費	180,000	0	0	180,000	95,908	84,092	
		2. 需用費	100,000	0	0	100,000	75,894	24,106	
4. 予 備 費			5,000	0	0	5,000	0	5,000	
	1. 予 備 費		5,000	0	0	5,000	0	5,000	
		1. 予 備 費	5,000	0	0	5,000	0	5,000	
歳 出 合 計			2,209,000	0	0	2,209,000	1,674,891	534,109	

歳入合計

2,208,510 円

歳出合計

1,674,891 円

歳入歳出差引額

533,619 円 (翌年度繰越額)

監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の平成22年度会計に係る歳入歳出決算書について、
関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果につ
いても正確に処理されていることを認めます。

平成23年4月19日

監 事 浜田 一 義

監 事 小坂 貞 治

第 1 号報告

会員の脱退について

広島県内陸部振興対策協議会会則第 2 条の会員の脱退について、次のとおり報告する。

平成 23 年 3 月 31 日付

副幹事長 広島県議会議員 野村 常雄

第 2 号報告

顧問の選任について

広島県内陸部振興対策協議会会則第 1 0 条の顧問の選任について、次のとおり報告する。

平成 23 年 4 月 1 日付

顧問 広島県議会議員 平田 修己

第3号議案 役員の改選について（案）

広島県内陸部振興対策協議会役員

役 職	旧役員		新役員	
	任期：平成 22 年 6 月 10 日～平成 23 年 6 月 8 日		任期：平成 23 年 6 月 9 日～	
顧問			県議会議員 平田 修己 (平成 23 年 4 月 1 日～)	
会長	県議会議員	児玉 浩	県議会議員	児玉 浩
副会長	庄原市長	滝口 季彦	庄原市長	滝口 季彦
副会長	世羅町長	山口 寛昭	安芸太田町長	小坂 眞治
幹事長	県議会議員	小林 秀矩	県議会議員	小林 秀矩
副幹事長	県議会議員	野村 常雄 (～平成 23 年 3 月 31 日)	県議会議員	下森 宏昭
理事	県議会議員	平田 修己		
	県議会議員	天満 祥典	県議会議員	天満 祥典
	県議会議員	下森 宏昭		
	県議会議員	桑木 良典	県議会議員	桑木 良典
	三次市長	増田 和俊		
	三次市議長	木村 春雄	三次市議長	木村 春雄
	庄原市議長	竹内 光義	庄原市議長	竹内 光義
			安芸高田市長	浜田 一義
	安芸高田市議長	藤井 昌之	安芸高田市議長	藤井 昌之
	安芸太田町議長	中本 正廣	安芸太田町議長	中本 正廣
	北広島町長	竹下 正彦	北広島町長	竹下 正彦
	北広島町議長	加計 雅章	北広島町議長	加計 雅章
			世羅町長	山口 寛昭
	世羅町議長	奥田 正和	世羅町議長	奥田 正和
	神石高原町長	牧野 雄光		
	神石高原町議長	岡崎 奠	神石高原町議長	岡崎 奠
監事	安芸高田市長	浜田 一義	三次市長	増田 和俊
	安芸太田町長	小坂 眞治	神石高原町長	牧野 雄光

第4号議案

平成23年度活動方針、重点目標及び事業計画について（案）

平成23年度活動方針

中山間地域の3市4町が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、昭和43年の設立以来、会員相互の緊密なる連携のもと、当該地域の繁栄と発展を促進するため積極的かつ着実な活動を展開してきた。

しかしながら、本地域の自治体においては、若年層の流出を中心とした深刻な人口減少と少子高齢化の進行、医療体制の維持、産業・雇用面の条件の劣弱さ及び財政基盤の脆弱さなど、依然として解決すべき多くの課題を抱えている。

さらには、世界的な景気の低迷が長期化している中で、国内においては一部、景気回復の兆しが見られるものの、中山間地域においては、生活にその実感はなく雇用も厳しい状況が続いている。

こうした中、国において地域主権の実現に向け、大きな政策転換が進められている一方で、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉への参加が検討され、本地域の基幹産業である農業の衰退、雇用の減少など多大な影響が懸念されることから、交渉への参加を強く反対するところである。

また、広島県においては、県内農林水産物等の需要の増加、安全・安心な食料の供給、地域間の交流人口の増加などを推進するひろしま地産地消推進県民条例の制定、また産業振興を軸に過疎地域の支援強化に乗り出すなど、県政運営や過疎対策に大きく期待するところである。

本地域は、国土保全、水源かん養、良好な景観形成、地球温暖化防止等、多面的・公益的な機能を有し、国民生活にとって極めて重要な役割を担っており、このかけがえのない財産を今後も守り続けなければならない。

以上を踏まえ、本協議会は、広島県の活性化はもとより、この美しい国土と環境を未来に引き継ぐため、国・県の施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、引き続き積極的な活動を展開し、次代に誇りと自信を持って継承することができる地域社会の創造と内陸地域の発展をめざすものである。

平成23年度重点目標

- 1 中山間地域活性化事業・集落維持施策の推進及び支援策の充実強化
- 2 都市と中山間地域における情報格差の解消
- 3 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化
- 4 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化
- 5 中山間地域における観光支援策の充実
- 6 景気低迷に伴う経済対策及び生活支援対策の充実
- 7 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進
- 8 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備
- 9 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化
- 10 2020広島県農林水産業チャレンジプランにおける県事業の推進及び支援策の充実強化
- 11 口蹄疫・鳥インフルエンザ等伝染病対策の充実強化
- 12 中山間地域における兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実
- 13 高規格幹線道路・地域高規格道路及び生活道路の整備・維持管理の推進
- 14 中山間地域における学校教育及び学校統廃合後の支援策の充実
- 15 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進

平成 23 年度事業計画

時 期	事 業 内 容	場 所 等
平成 23 年 4 月 19 日	平成 22 年度会計監査	安芸高田市 安芸太田町
5 月 19 日	役 員 会	広島県議会
6 月 9 日	第 45 回通常総会	K K R ホテル広島
7 月～ 8 月	平成 24 年度主要施策に関する要望 事項のとりまとめ	事 務 局
8 月中旬	役 員 会	広島県議会
10 月上旬	理 事 会	広島県議会
10 月中旬	平成 24 年度主要施策に関する要望 活動（広島県への要望活動）	広島県議会
11 月初旬	平成 24 年度主要施策に関する要望 活動（民主党県連・県内の国出先機関 への要望活動）	広 島 市 三 次 市
11 月中旬	平成 24 年度主要施策に関する中央 要望活動 （地元選出国會議員等への要望活動）	東 京
平成 24 年 2 月中旬	役 員 会	広島市内

第5号議案

平成23年度歳入歳出予算について（案）

歳入の部

（単位：千円）

款	項	目	当初予算額	対前年比較	備考
1. 会 費			1,500	△ 60	
	1. 会 費		1,500	△ 60	
		1. 一般負担金	1,140	0	
		2. 特別負担金	360	△ 60	
2. 補助金			110	0	
	1. 補助金		110	0	
		1. 県補助金	110	0	
3. 雑収入			1	0	
	1. 雑収入		1	0	
		1. 雑 収 入	1	0	
4. 繰越金			533	△ 5	
	1. 繰越金		533	△ 5	
		1. 繰 越 金	533	△ 5	
歳 入 合 計			2,144	△ 65	

歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	対前年比較	備 考
1. 事務局費			895	30	
	1. 事務局費		895	30	
		1. 報 酬	600	0	
		2. 賃 金	70	0	
		3. 旅 費	80	30	
		4. 需用費	60	0	
		5. 役務費	25	0	
		6. 諸 費	60	0	
2. 会 議 費			193	△ 50	
	1. 総 会 費		141	0	
		1. 需用費	100	0	
		2. 借上料	40	0	
		3. 諸 費	1	0	
	2. 役員会費		52	△ 50	
		1. 需用費	50	△ 50	
		2. 借上料	1	0	
		3. 諸 費	1	0	
3. 事 業 費			1,051	△ 45	
	1. 調査企画費		321	0	
		1. 賃 金	170	0	
		2. 旅 費	1	0	
		3. 需用費	130	0	
		4. 役務費	20	0	
	2. 促進対策費		465	△ 30	
		1. 旅 費	103	23	
		2. 需用費	110	0	
		3. 活動費	247	△ 53	
		4. 諸 費	5	0	
	3. 中央要望活動費		265	△ 15	
		1. 旅 費	165	△ 15	
		2. 需用費	100	0	
4. 予 備 費			5	0	
	1. 予 備 費		5	0	
		1. 予備費	5	0	
歳 出 合 計			2,144	△ 65	

平成23年度一般負担金

No.	市 町 名	人 口 (人)	平等割 (円)	人口割 (円)	合 計 (円)
1	三 次 市	59,314	23,000	297,000	320,000
2	庄 原 市	43,149	23,000	216,000	239,000
3	安芸高田市	33,096	23,000	166,000	189,000
4	安芸太田町	8,238	23,000	42,000	65,000
5	北 広 島 町	20,857	23,000	105,000	128,000
6	世 羅 町	18,866	23,000	95,000	118,000
7	神石高原町	11,590	23,000	58,000	81,000
合 計		195,110	161,000	979,000	1,140,000

算出基礎： 平等割：23,000円

人口割：人口数に5円を乗じて得た額を1,000円単位で切り上げた額。

人口数値：平成17年国勢調査による。

平成22年国勢調査による確定数値は、平成24年度から適用のこと。

広島県内陸部振興対策協議会 会員名簿

平成 23 年 6 月 9 日現在

職 ・ 氏 名	
広島県議会議員 児 玉 浩	広島県議会議員 小 林 秀 矩
広島県議会議員 下 森 宏 昭	広島県議会議員 平 田 修 己
広島県議会議員 天 満 祥 典	広島県議会議員 桑 木 良 典
広島県三次市長 増 田 和 俊	広島県三次市議長 木 村 春 雄
広島県庄原市長 滝 口 季 彦	広島県庄原市議長 竹 内 光 義
広島県安芸高田市長 浜 田 一 義	広島県安芸高田市議長 藤 井 昌 之
広島県安芸太田町長 小 坂 眞 治	広島県安芸太田町議長 中 本 正 廣
広島県北広島町長 竹 下 正 彦	広島県北広島町議長 加 計 雅 章
広島県世羅町長 山 口 寛 昭	広島県世羅町議長 奥 田 正 和
広島県神石高原町長 牧 野 雄 光	広島県神石高原町議長 岡 崎 眞

広島県内陸部振興対策協議会会則

第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。

第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。

広島県内陸部関係市町長

広島県内陸部関係市町議会議長

広島県内陸部選出の県議会議員

第3条 本会は、広島県内陸部市町相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。

第4条 本会の事務局は、副会長所在市とし、別に事務局長を置くことができる。

第5条 本会に次の役員を置く。

1	会長	1	名
2	副会長	2	名
3	幹事長	1	名
4	副幹事長	1	名
5	理事	若干名	
6	監事	2	名

第6条 役員の任期は2カ年とし、再選を妨げない。

2 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。

第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。

第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。

総務部会 産業部会 建設部会

2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。

第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町の負担とする。

第14条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。

第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。

附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。

附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。

附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。

附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。

附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。

附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。

附 則 この会則は、平成5年5月24日から施行する。

附 則 この会則は、平成17年6月3日から施行する。